

6. 用語解説

あ行

い	一戸一灯運動 (いっこいっとううんどう)	地域住民が連携し、自宅の門灯・玄関灯を一晩中点灯することで、夜間の住宅街を明るくし、犯罪発生を予防する取組み。
	1.5 車幅右折帯 (いってんごしやはばうせつたい)	道路を拡幅し右折帯を設けることが困難な交差点について、右折待ち車両による渋滞緩和のため、既存の路側帯や中央分離帯の撤去等により、簡易的な右折帯としたもの。
う	雨水貯留機能 (うすいちらりゅうきのう)	敷地内に降った雨を一時的に貯留し、河川等への雨水の流出を抑制する機能。
え	園芸農業 (えんげいのうぎょう)	都市部へ出荷することを目的とした、野菜や果物、花き等の栽培。

か行

き	狭い道路 (きょうあいどうろ)	緊急車両等の通行や防災上支障となる、幅員が4mに満たない狭い道路。
	協働 (きょうどう)	複数の主体が課題の解決に向け、それぞれに果たすべき責任と役割を分担し、共に手を携え、相互に補完し、協力して進めること。
	共同汚泥処理 (きょうどうおでいしょり)	複数の自治体の単独公共下水道や集落排水の汚泥を集約し、1つの汚泥処理施設で処理すること。
	居住誘導区域 (きょじゅうゆうどうくいき)	人口減少が進行する中、商業・福祉・子育て等の都市機能が維持されるよう居住を誘導し、人口密度を確保する区域。
	緊急輸送道路 (きんきゅうゆうそうどうろ)	災害直後から発生する緊急輸送を円滑に行うために指定された道路。
	近隣商業地域 (きんりんしょうぎょうちいき)	都市計画法による用途地域の1つで、周辺の住民が日用品の買い物等をするための地域。住宅や店舗のほか、小規模な工場も建築できる。
く	区画街路 (くかくがいろ)	街区の交通を集散させるとともに、宅地への出入交通を処理する道路であり、宅地の大きさや形状を規定するとともに、日照・通風の確保等の役割をもつ。

参考資料

け	景観形成重点地区 (けいかんけいせいじゅうてんちく)	特に重点的に景観に配慮したまちづくりを進める地区で、本市では半田運河周辺地区、亀崎地区、岩滑地区を指定している。
こ	公共交通空白地域 (こうきょうこうつうくうはくちいき)	駅やバス停が一定の距離範囲内（駅から800m、バス停から300m）にない地域。
	公共交通ネットワーク (こうきょうこうつうねっとわーく)	鉄道・バスなどの公共交通を駅などの拠点や住宅地間で結ぶネットワーク。
	工業専用地域 (こうぎょうせんようちいき)	都市計画法による用途地域の1つで、工業の業務の利便の増進を図る地域。住居等の建築はできない。
	工業地域 (こうぎょううちいき)	都市計画法による用途地域の1つで、主として工業の業務の利便の増進を図る地域。工場のほか住居や店舗も建てられるが、学校、病院、ホテル等は建築できない。
	耕作放棄地 (こうさくほうきち)	以前は耕作されていたが、1年以上作物を栽培しておらず、今後数年間においても再び耕作する見込みのない土地。
	高度利用 (こうどりよう)	高層な建物の誘導による効率的な土地利用を図るための施策。
	護岸施設 (ごがんしせつ)	高潮や波浪、津波の侵入を防ぐため、海岸線をコンクリート等で覆った港湾の施設。

さ行

さ	里山 (さとやま)	居住地域の近くに広がり、地域住民に継続的に利用されることにより、人々の生活と結びつきながら維持管理されてきた森林。
し	市街化区域 (しがいかくいき)	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
	市街化区域編入 (しがいかくいきへんにゅう)	市街化調整区域から市街化区域へ変更すること。
	市街化調整区域 (しがいかちょうせいくいき)	都市計画区域のうち、市街地としての開発や整備を抑制する区域。
	自然増減 (しぜんぞうげん)	出生と死亡による人口の増減。出生が死亡を上回る状況を「自然増」という。
	自動車専用道路 (じどうしゃせんようどうろ)	都市高速道路や都市間高速道路、一般自動車等、自動車交通のための道路で、自動車以外は通ることができない。

	社会増減 (しゃかいぞうげん)	住民が市外に転出することや市外から転入することによる人口の増減。市外へ出て行く人が多い状況を「転出超過」、市内へ入ってくる人が多い状況を「転入超過」という。
	重要港湾 (じゅうようこうわん)	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾。
	主要幹線道路 (しゅようかんせんどうろ)	都市の拠点間を連絡し、自動車専用道路と連携し都市に出入りする交通及び都市内の地域間の交通を処理する道路。
	準工業地域 (じゅんこうぎょううちいき)	都市計画法による用途地域の1つで、主に環境悪化の恐れのない工場の利便を図る地域。住宅や店舗等多様な用途の建物が建てられる。
	人口カバー率 (じんこうかばーりつ)	市全体人口に対して、各施設の徒歩での利用圏内に居住する人口の割合。
	浸透ます (しんとうます)	集めた雨水を、その底部や側面から地中に浸透させる施設。
せ	生物多様性 (せいぶつようせい)	「生態系の多様性」、「生物種の多様性」、「遺伝子(種内、固体群)の多様性」の3つのレベルから捉えられる生物やその生息環境の多様さを表す概念。
	せこみち	本市の亀崎地域に残る細い道のことで、この地域の方言で「せこ」、「せこみち」と呼ばれている。
	ゼロカーボンシティ (ぜろーかーぼんしてい)	2050年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが、または地方自治体として公表した地方自治体のこと。 半田市では、令和2(2020)年に表明。

た行

た	第三次救急医療機関 (だいさんじきゅうきゅういりょうきかん)	緊急性・専門性の高い疾病や、複数の診療科領域にわたる疾病等に対応して、高度な専門的医療を24時間体制で実施する救命救急センターを設置する医療機関。
ち	地区幹線道路 (ちくかんせんどうろ)	市の骨格を形成し、市街地の幹線的な機能を果たす道路。
	地区計画 (ちくけいかく)	都市の特性に応じて良好な都市環境の形成を図るために必要事項を定める地区レベルの都市計画。住民等の意見を反映して、独自のまちづくりのルールをきめ細かく定めることができる計画。

参考資料

	地籍調査 (ちせきちょうさ)	主に市町村が主体となり実施する、土地の基本的な情報である所有者、地番、地目、境界、面積に関する調査。
	長寿命化 (ちょうじゅみゅうか)	施設等について適切な維持管理・修繕を行うことで、コストを抑えながら耐久年数を延ばすこと。
と	透水性舗装 (とうすいせいほそう)	雨水を地中へ浸透させることにより雨水流出抑制を図るための舗装。
	道路後退用地 (どうろこうたいようち)	4 m未満の前面道路がある敷地において建替え等の建築行為を行う場合、生活環境を向上させるため、敷地の境界線を後退させることが建築基準法により定められている。道路後退用地とは、道路と後退した敷地の境界線との間の土地のことを指す。
	都市幹線道路 (としかんせんどうろ)	都市間・都市内の各地区や主要な施設間を結ぶ幹線道路。
	都市機能増進施設 (としきのうぞうしんせつ)	居住者の共同の福祉や生活の利便性を向上させる商業・福祉・子育て等の施設。
	都市計画公園 (としけいかくこうえん)	主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーションを目的とした都市施設として都市計画に定められる公園。
	都市景観大賞 (としけいかんたいしょう)	「都市景観の日」実行委員会が主催する、良好な景観や、景観に関する優れた活動に対する表彰制度。平成29年度に半田運河周辺地区が受賞した。
	土地区画整理事業 (とちくかくせいりじぎょう)	公共施設の整備と宅地の利用増進を進めるため、土地区画整理法に基づいて、土地の区画の形成の変更と公共施設の整備を行う事業。
	土地利用 (とちりよう)	土地の状態や用途といった利用状況のこと。

な行

に	荷役施設 (にえきしせつ)	貨物の積み下ろしや仕分け、運搬等の作業を行う港湾施設。
----------	-------------------------	-----------------------------

は行

は	パークアンドライド (ぱーくあんどらいど)	最寄りの駅やバス停等まで自動車で移動し、公共交通機関に乗り換えて目的地に向かう手段。
----------	---------------------------------	--

	ハザードマップ (はざーどまっぷ)	地震や津波、高潮等の自然災害が発生した場合の被災想定区域や避難場所、避難経路等を示した地図。
ほ	補助幹線道路 (ほじょかんせんどうろ)	幹線道路と区画街路を連絡し、区域内の交通を集散させる機能をもつ道路。
	保存樹木 (ほぞんじゅもく)	半田市緑のまちづくり条例に基づき指定される、都市の美観風致を維持するために保存が必要な樹木。

ま行

ま	まちなか居住 (まちなかきょじゅう)	駅周辺等で商業・業務機能や交流機能、交通機能等の都市活動に必要な多様な機能が充実した市街地（まちなか）に居住すること。
---	-----------------------	---

や行

よ	用途地域 (ようとちいき)	機能的な都市活動と良好な都市環境の保護を目的に、住居や商業・工業等の都市の諸機能を適切に配分するため、土地利用上の区分を行うもの。用途や形態等の規制を通して、目的にあった建築物を誘導するため指定するもの。本市では、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の11種類の用途地域を指定している。
---	------------------	--

ら行

れ	連続立体交差事業 (れんぞくりったいこうさじぎょう)	鉄道を高架化または地下化することにより、道路と交差する複数の踏切を除去し、道路交通の円滑化を図る事業。
---	-------------------------------	---